

安川電機の上田さん再雇用裁判—希望すれば誰でも65歳まで再雇用を！

11月25日(火)上田良子さんの再雇用裁判・口頭弁論が開かれます。安川電機行橋工場に勤務していた上田さんは、2012年10月、雇い止めに応じるか、それとも1年限りの不更新条項にサインするかを選択を迫られ、泣く泣くサインをして1年後の2013年11月雇い止めになりました。

高年齢者雇用安定法により65歳まで働ける資格があるのに、嘱託(有期雇用)だからと言って定年後2年間働いてきたにも関わらず、安川電機は雇い止めを強行したのです。

この裁判の意義は、嘱託社員であっても反復契約更新をしている労働者は期間の定めのない労働者と見なされ高年法が適用されることを求めています。また不更新条項の押しつけは、非正規労働者にとっては働く権利を奪うものであり解雇権濫用です。

定年後の再雇用は、年金の受給年齢が65歳になったことの社会的要請です。希望すれば誰でも65歳まで働けるようにならなければなりません。上田さんを職場に戻すために裁判傍聴と公正判決を求める要請書名にご協力ください。

第11回再雇用裁判

日時：`14年11月25日(火)
13時半~15時半

場所：福岡地裁小倉支部203号法廷

内容：被告2名、原告2名の証人調べ。

原告・上田良子さんとJMIU安川合同支部副委員長の久保忠彦氏が証言します。



真に自由な意思で サインしたのではない

安川電機は不更新条項付きの契約書に上田さんがサインしたことを、自らの意思による合意だと契約書の有効性を主張しています。

上田さんは2011年10月、定年退職後2年間、何事もなく再雇用されてきました。ところが同年8月、退職金労働審判調停の2ヶ月後、雇い止めを通告してきました。上田さんは突然の通告に驚きましたが「年金が満額出るのが来年ですから、あと1年働かせてください」と懇願しました。

年金事務所に問い合わせた結果、65歳にならないと満額支給されないことを知り、訂正文を行橋総務課に提出したのです。年金受給の仕組みを熟知しながら会社は「満期(年金)になるまであと1年だけ延期します。1年限りで後はありません。交渉したり延長したり一切しません。65歳までは絶対にありません、と言うことを契約書に明記します」と通知してきたのです。

雇止めか、それとも1年間しか働けない不更新条項付きの契約書にサインするのか、どちらも受入れられない選択を迫ってきました。契約書のなかには「期間満了」とかの文字はなく「平成25年11月21日以降は再契約しないことを了解したうえで、平成25年11月20日迄の再契約をすることを希望した」と明記していました。

上田さんは「了解していない。希望していない」ことを主張したところ、「それなら契約をしなくてもよい」と契約書を退けたのです。上田さんは「人生のなかで一番情けない瞬間でした」と語っているように、屈辱的な気持ちのなかでサインせざるを得ませんでした。

経営者が不更新条項付き労働契約を乱発すれば、いくら法律で再雇用が保障されても高年法を守らなくてよいこととなります。脱法行為は許されません。

第25回地区労連定期大会での 原告・上田良子さんの決意表明



私は1993年、安川電機に入社しました。27年間働き、4年前の2010年11月に定年を迎え、定年後は再雇用で3年間働いてきました。通算30年です。

入社のかっかけは、主人が職場で突然亡くなり、私は地元の会社で働いていましたが、会社の方から、安川で働きませんか。条件は社員と一緒です。と言われたので安川電機で働く決心をしました。小さい子供二人をかかえ、遠方通勤や関連会社への移籍なども耐えてきました。仕事においても社員同様に一生懸命頑張ってきました。入社当時の資格は特別嘱託でした。

ところが、2010年の定年退職の時に退職金で不当な扱いをされ、どうしても納得がいかず、2012年5月に労働審判の申立をしました。8月に私の要望がほぼ認められて、和解をしました。ホッとしていた矢先、10月に突然雇い止めを受けました。

再雇用3回目の契約更新の直前でした。その契約書の中に1年間だけ延長しますが、それ以降は更新しません。しかも、それを私が了解した、と言う条件を記載した上でサインを迫ってきたのです。勿論、私は了解も希望もしていません。不更新条項の押し付けです。ここで、サインすれば1年間延長となります。サインしなければ即刻退社なのです。このような、死ぬか生きるかの選択を迫られました。

会社のやり方は本当に卑劣です。経済的に苦しくなるだけでなく、お世話になった方々に挨拶もできない、30年間の仕事の身辺整理もできないなど、とても考えられず、やむを得ず1年間延長を選択しました。

JMIU安川合同支部に加入し、団体交渉も行な

ってきました。65歳まで働きたいと言いつけましたが、聞き入れてもらえませんでした。

平行線のまま昨年11月に期限が切れてしまいました。30年、社員同様に働いてきて、会社はどうしてこんなことをするのか、悔しい限りです。

昨年4月に改正された「高年齢者雇用安定法」が施行されました。本人が希望すれば、65歳まで働けます。みんな働いているのに、私の希望は聞き入れてもらえず納得がいきません。

現在、支援者の皆さんとともに「高年齢者雇用安定法」の適用を求めて裁判中です。

私は65歳まで働きたいのです。今後ともご支援ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

正社員への道を閉ざす 労働者派遣法改悪に反対しよう

労働者派遣法は常用雇用(正社員)の代替にしない、臨時的・一時的業務に限定する、というのが原則です。安倍首相の雇用改革はこの原則を改悪しようとしています。

今回の労働者派遣法が強行されるとどうなるでしょうか。企業は正社員を雇う必要がなくなります。つまり職場は正社員ゼロに限りなく近づいていき、学校を卒業しても就職することは今以上に大変になるでしょう。派遣会社に無期で雇用されたとしても派遣先での仕事が無くなり、次の派遣先が無くなったら解雇されます。派遣労働者の雇用が安定するどころか、正社員への道をふさがれ生涯派遣となってしまいます。

安倍首相は「企業が世界で最も活動しやすい国を目指す」としていますが中身は労働者を低賃金、無権利で最大限働かせる日本の企業の総ブラック化をめざすものです。

労働者派遣法改悪に反対していきましょう。

今後の日程

- | | | |
|--------|------------------|---------|
| 11月02日 | 地本四役会議 | 10時 |
| 07日 | 上田第10回裁判(ラウンド法廷) | |
| | 地裁小倉支部 | 11時半 |
| 16日 | 地本執行委員会 | 10時 |
| 25日 | 上田再雇用第11回裁判・口頭弁論 | |
| | 地裁小倉支部 | 1時半~3時半 |